

京運輸第1222号の2
令和6年3月11日

一般社団法人京都府トラック協会会長 殿

京都運輸支局長
(公印省略)

道路走行環境の確保及び安全・安心な輸送サービスの提供について

貴協会並びに貴協会傘下会員におかれましては、平素より国土交通行政とりわけ自動車交通行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、特に春の行楽シーズンにおいては、観光地周辺をはじめとする主要道路の渋滞等の課題が想定されており、道路走行環境の確保、安全・安心な輸送サービスの確保は重要な課題です。

貴協会及び貴協会傘下会員におかれましては、従前より関係法令を遵守し、安全・安心な輸送サービスの確保に尽力をいただいているところですが、下記について改めて徹底をお願いします。

記

1. 駐停車禁止場所（交差点内、バス停内、バス専用レーン内など）での待機や貨物の荷役を行わないほか、駐車禁止場所での休憩などの駐車をしないなど、交通関係法規を遵守すること。
2. 交通規制、通行上の協力要請について遵守いただき、道路走行環境を確保すること。

以上